

自転車のこんな違反が交通事故につながります。

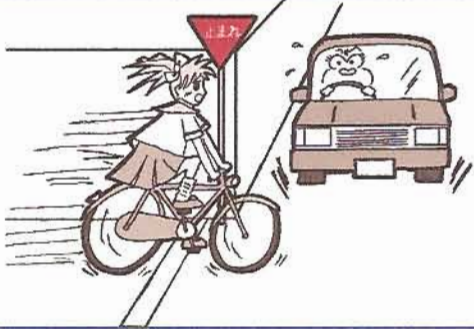


1 一時不停止・安全不確認



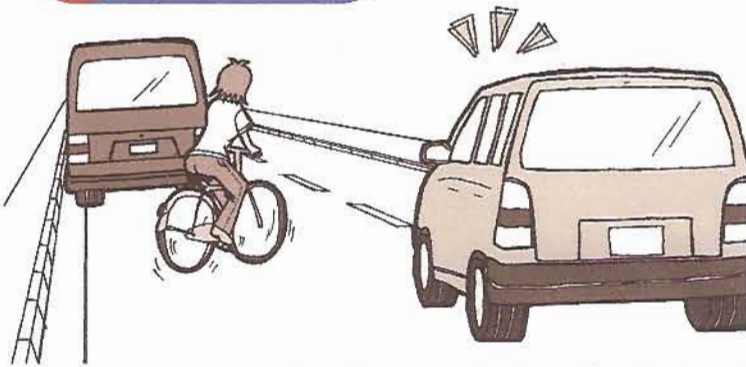
の標識がある交差点では、自転車も一時停止をしなければなりません。

【道路交通法第 43 条】



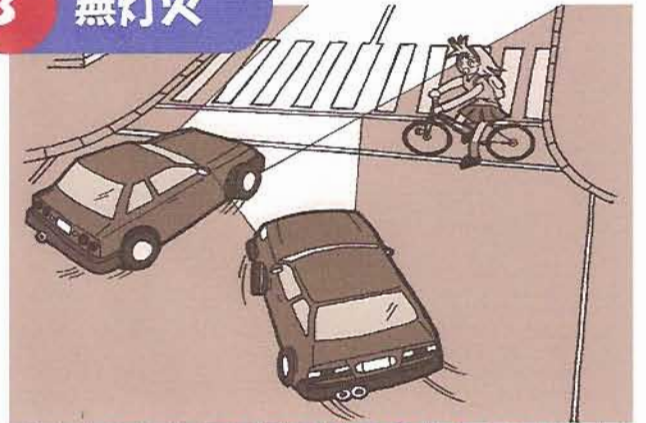
☆ 交差点の直前で必ず一時停止し、右と左をよく見て、近づいてくる車がないことを確かめてから進みましょう！

2 進路変更



後方の車に迷惑を及ぼす進路変更は禁止されています。【道路交通法第 26 条の2第2項】

3 無灯火



夜間はライトを点灯して走行しなければなりません。【道路交通法第 52 条第1項】



二人乗り



並進

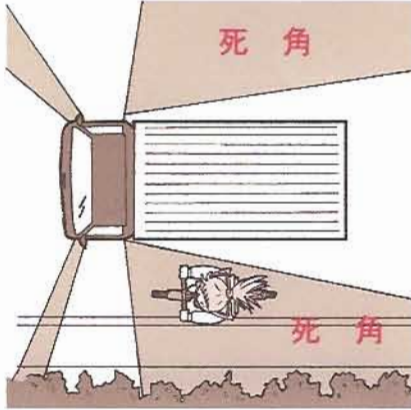
飲酒運転



こんなことにも気をつけよう!



死角

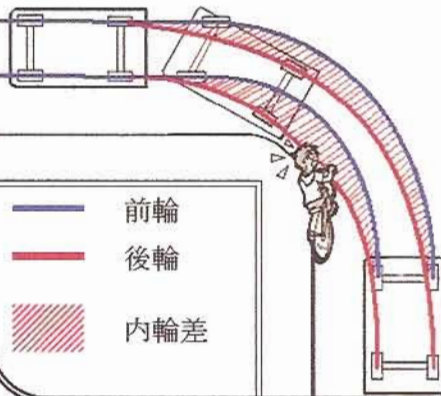


自動車には、運転手からは見ることができない『死角』があります。



自分から自動車が見えていても、運転手から自分は見えていないかもしれないので自動車の動きに注意しましょう。

内輪差



自動車は右や左に曲がる時、前輪のタイヤより、後輪のタイヤの方が内側を通ります。その差を『内輪差』といいます。




交差点では、左折してくる自動車の後輪に巻き込まれないように、十分に気をつけましょう。

歩道を通るとき



この標識のある歩道を通ることができます。

道路標示  で指定されているときはその部分を、指定されていないときは車道寄りを通行しましょう。



歩行者に迷惑をかけたり通行を妨げてはいけません。

他人を思いやる気持ちを持って乗りましょう。



事故をおこすとこんな責任も...

【事例】

高校生のA君は歩道を自転車で走っていたところ、信号待ちをしていた歩行者Bさんに衝突、Bさんは転倒して重傷を負い後遺症が残ってしまいました。



A君は、Bさんに対して約1,800万円の賠償金を支払うことが裁判により決まりました。

自転車も乗れば車の仲間です。ルールを守り、安全に乗りましょう!

神奈川県

警察署